

高知工業高等専門学校安全衛生委員会規則

制 定 平成16年 4月 1日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第13条の規定に基づき、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副校長のうちから校長が指名した者 1名
- (2) 産業医
- (3) 安全管理者
- (4) 安衛法第12条第1項で規定される衛生管理者のうちから校長が指名した者 1名
- (5) 各学科の教員のうちから衛生に関し経験を有する者を、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき校長が指名した者 各1名
- (6) 事務部長
- (7) その他校長が指名した者

(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第4条 第2条第1号、第4号、第5号及び第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を校長に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

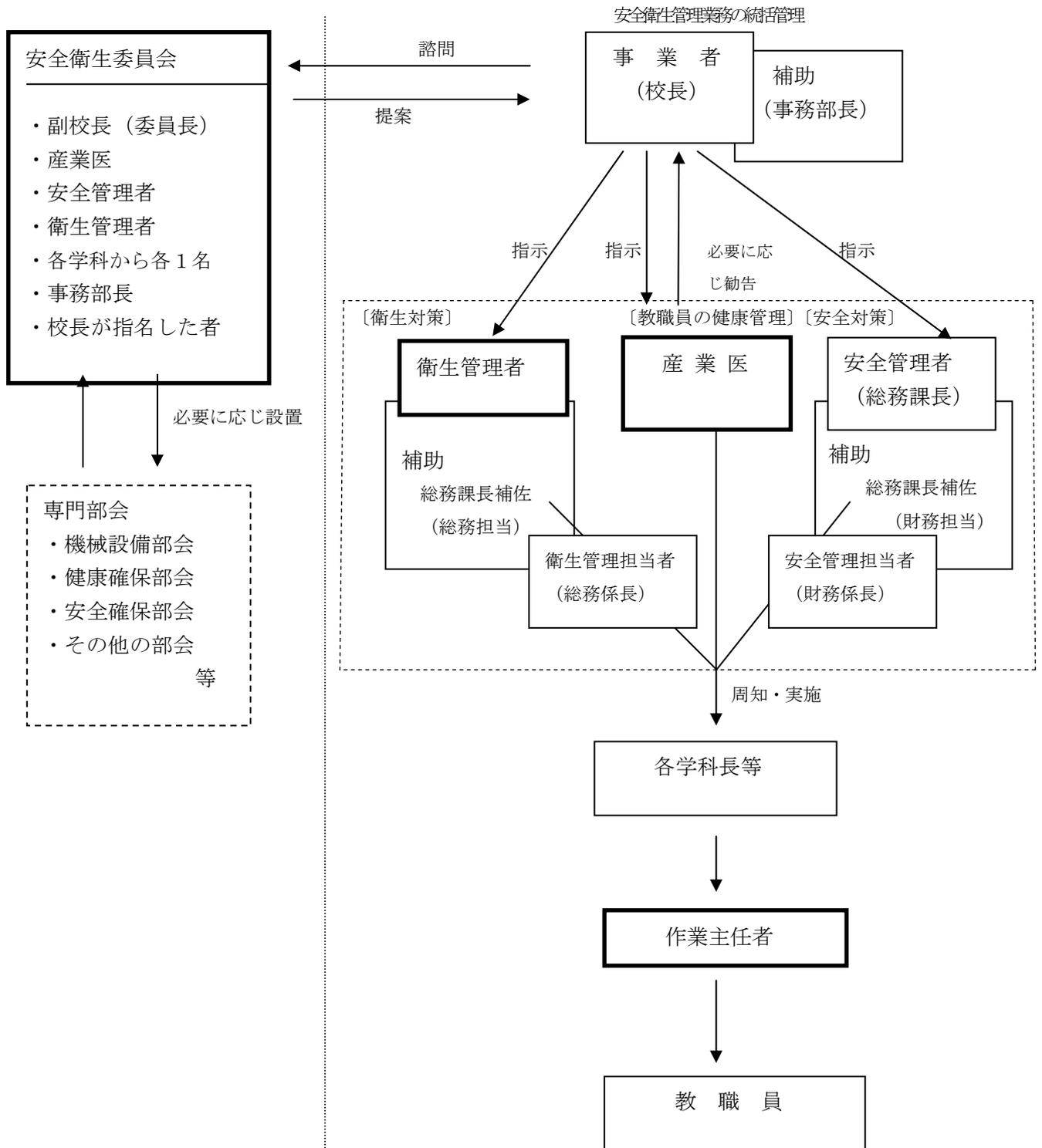
附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

高知工業高等専門学校安全衛生管理体制組織図



は法定管理者等